

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一五年一 月一六日法律第一三九号)(衆)

一、提案理由(平成一五年一 月三日・衆議院本会議)

大野功統君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、政府職員に準じ、国会議員の秘書の給料月額を改定を行うとともに、通勤手当の特例及び必要な経過措置等を定めるものであります。

本案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成一五年一 月一 日)

宮崎秀樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会議員の秘書の給料月額を政府職員に準じ改定するとともに、通勤手当を改正前の月額に据え置いたため、所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。